**業務委託契約書**

印　紙

株式会社○○：（以下、「甲」という）と●●：（以下、「乙」という）とは、甲の業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

第１条（目的）

　　　　本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

　　　　なお、委託業務遂行に関する事務取扱の細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上取り決めるものとする。

第２条（業務の内容）

　　　　甲は、次に定める業務（以下「委託業務」という）の全部または一部を乙に委託し、乙はこれを受託する。

1. 甲乙協議の上内容を決定した乙による甲の業務代行ならびにそれに付随する一切の業務。本契約期間内における委託業務内容の詳細は別紙１に記載するものとする。
2. その他甲乙協議の上決定された業務

　　２　甲または乙は必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。この場合、甲乙協議の上、委託業務の内容、実施方法、業務委託料などを改めて決定するものとする。

第３条（注意義務）

　　　　乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第４条（業務委託料および支払方法）

　　　　甲は委託業務に係る業務委託料を乙に支払うものとし、その金額については本契約別紙１に記載またはこれに付随する見積書に記載するものとする。

２ 経済事情の変動等により前項の業務委託料が不相当となったときは、甲乙協議の上これを改定できるものとする。

３ 第１項の業務委託料は、乙が最終成果物（以下、「成果物」と呼ぶ）を納品した翌月末までに支払うものとし、甲は、乙が別途指定する口座に業務委託料を振込んで支払うものとする。なお、その際の振込手数料は甲の負担とする。

第５条（権利の帰属）

　　　　乙が実施した代行業務及びその成果物に係るすべての権利は甲に帰属するものとするが、成果物のうち公知の事実に限り、乙は別の目的で使用することができる。但し、甲の委託に従って公知の事実を加工した成果物の一部または全部を乙が別の目的で使用するときは甲の承諾を得なければならない。

第６条（資料等の貸与・保管・返却・廃棄）

　　　　甲は委託業務の遂行上必要な資料等を（以下「資料等」という）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。

２ 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約

に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。

３ 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複

写・複製・編集等を行わないものとする。

４ 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するも

のとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第７条（秘密保持）

　　　　甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

第８条（事故処理）

　　　　本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第９条（瑕疵および損害賠償）

　　　　乙は処理成果物の納品後、当該成果物に乙の責に帰すべき事由による隠れた瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上決定した期日までに無償でこれを修正するものとする。

２　前項以外の場合であっても本契約の履行に関し、甲または乙が重大な損害を被っ　　　　た場合は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において損害賠償を相手方に　　　　請求できるものとする。

３　本条に基づく損害賠償の額は、本契約に基づく業務委託料の金額を超えない範囲　　　　で、甲乙協議の上決定するものとする。

第１０条（不可抗力）

　　　　天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第１１条（反社会的勢力の排除）

　　　　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
2. 自らの役職員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
4. 本契約期間内に、自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと
	1. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
	2. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

２ 甲又は乙の一方について、この媒介契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずしてこの契約を解除することができる。

1. 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
2. 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合
3. 前項④の確約に反する行為をした場合

３ 乙が前項の規定により委託業務の途中でこの契約を解除したときは、乙は甲に対して、委託料に相当する金額（既に委託料の一部を受領している場合は、その額を除いた額。なお、消費税額に相当する額を除く）を違約金として請求することができる。

第１２条（解約）

　　　　甲および乙は本契約期間中であっても、（本契約第１１条にあたる解約を除き）１か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。

２　前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生

じないよう配慮するものとする。

第１３条（契約期間）

　　　　本契約の有効期間は、本契約締結の日から１年とする。ただし、期間満了の日から１か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに１年延長されるものとし、以後も同様とする。

第１４条（協議事項）

　　本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を２通作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

　年　 　月　　日

甲：

　　　　　　 　 　印

乙：

 　　　　　　　　　　 印